

4. 理容業の振興指針改正案

第37回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

令和2年12月1日

資料5

理容業の振興指針 新旧対照表（追加案 201201）

新	旧
(略) このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、理容業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として改正を行った。 (略) 第一 理容業を取り巻く状況 一 理容業の事業者の動向 (略) 従業者の過不足感としては、「適正」が61.9%となっている一方で、「不足」が34.2%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成29年10～12月期）』による）。 <u>また、令和元年12月に確認され、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響に伴う感染拡大防止措置は社会経済に大きな影響を与え、我が国の理容業も多大な影響を受けたところである。</u> <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、理容業の営業者で、売上が減少したと回答した方が88.4%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が40.3%、「20%以上50%未満」が46.0%、「50%以上80%未満」が12.4%、「80%以上」が1.3%となっ</u>	(略) このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、理容業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部</u>改正を行った。 (略) 第一 理容業を取り巻く状況 一 理容業の事業者の動向 (略) 従業者の過不足感としては、「適正」が61.9%となっている一方で、「不足」が34.2%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成29年10～12月期）』による）。 <u>(追加)</u>

<u>ている（株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020年4～6月期）特別調査」による。）。</u> 二 （略） 三 営業者の考える今後の経営方針 営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」43.1%、「価格の見直し」22.6%、「特になし」22.6%、「廃業」18.4%、「店舗・設備の改装」17.3%となっている（厚生労働省『平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。 <u>また、理容業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組みとしては、「広報活動の強化」が30.9%、次いで「新商品、新メニューの開発」が24.9%、「新たな販売方法の開拓」が13.1%となっている一方、「特にない」が47.0%となっている（日本公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（2020年4～6月期）特別調査」による。）。</u> 第二 （略） 第三 理容業の振興の目標に関する事項 一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割 （略） 各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、理容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。 <u>また、新型コロナウイルス感染症に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。</u> 二 今後5年間における営業の振興の目標	二 （略） 三 営業者の考える今後の経営方針 営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」43.1%、「価格の見直し」22.6%、「特になし」22.6%、「廃業」18.4%、「店舗・設備の改装」17.3%となっている（厚生労働省『平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。 <u>（追加）</u> 第二 （略） 第三 理容業の振興の目標に関する事項 一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割 （略） 各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、理容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。 <u>（追加）</u> 二 今後5年間における営業の振興の目標 1 衛生問題への対応
---	---

1 衛生問題への対応 (略) <u>また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの「密」（密集・密室・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。</u> 衛生課題は、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。 (略) 2・3 (略) 三 (略) 第四 理容業の振興の目標を達成するために必要な事項 (略) 一 営業者の取組 1 衛生水準の向上に関する事項 (1) 日常の衛生管理に関する事項 (略)	(略) <u>(追加)</u> 衛生課題は、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。 (略) 2・3 (略) 三 (略) 第四 理容業の振興の目標を達成するために必要な事項 (略) 一 営業者の取組 1 衛生水準の向上に関する事項 (1) 日常の衛生管理に関する事項 (略)
---	---

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、我が国でも3つの「密」（密集・密室・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

消費者の関心は、特に、肝炎、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症の発生状況や発生の可能性を踏まえた感染症対策の充実にある。また、小学生以下の児童にはアタマジラミの発生がしばしば見られることから留意が必要である。したがって、営業者は、皮ふに接するタオル及び布片並びにかみそり等刃物の消毒の徹底に努めるとともに、作業中は汚れの目立ちやすい清潔な外衣の着用、顧客一人ごとの作業前後のうがい、手指の洗浄や消毒、つめの手入れ、顔そり等の場合のマスクの着用等の衛生管理を徹底し、さらに、従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する衛生教育及び指導監督に当たることが必要である。

(略)

(2) (略)

2 (略)

二 (略)

第五 (略)

(追加)

消費者の関心は、特に、肝炎、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症の発生状況や発生の可能性を踏まえた感染症対策の充実にある。また、小学生以下の児童にはアタマジラミの発生がしばしば見られることから留意が必要である。したがって、営業者は、皮ふに接するタオル及び布片並びにかみそり等刃物の消毒の徹底に努めるとともに、作業中は汚れの目立ちやすい清潔な外衣の着用、顧客一人ごとの作業前後のうがい、手指の洗浄や消毒、つめの手入れ、顔そり等の場合のマスクの着用等の衛生管理を徹底し、さらに、従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する衛生教育及び指導監督に当たることが必要である。

(略)

(2) (略)

2 (略)

二 (略)

第五 (略)